（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第五条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（法第十六条第四項及び第四十三条の三第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。） イ・ロ　（略） 二　（略） 2～4　（略） （削る。） （農業経営規程の記載事項） **第五十二条**　法第十一条の五十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） （削る。） 二～四　（略） 2　法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　事業の実施区域の名称の変更（事業の実施区域の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。） 二　（略） （令第二十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項） **第二百一条**　（略） 2　（略） 3　令第二十九条第一項第二号の払込済出資金の額は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、貸借対照表に計上した次に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。 一　その他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。） 二　組合が行うその子会社（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）に対する外部出資の額 イ　当該子会社の直前の三事業年度のうちいずれかの事業年度において当期純利益が生じていること。 ロ　主たる事業が法第十条第一項第六号の事業又は農業の経営（委託を受けて行うものを含む。）であること。	（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（法第十一条の五十第四項、法第十六条第四項及び法第四十三条の三第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。） イ・ロ　（略） 二　（略） 2～4　（略） （書面等による同意を要しない組合の組合員の総数） **第五十一条の三**　法第十一条の五十第五項の農林水産省令で定める数は、千二百人とする。 （農業経営規程の記載事項） **第五十二条**　法第十一条の五十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　事業の実施地区の範囲 三～五　（略） 2　法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。） 二　（略） （令第二十九条第一項の規定の適用に関し必要な事項） **第二百一条**　（略） 2　（略） 3　令第二十九条第一項第二号の払込済出資金の額は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、貸借対照表に計上したその他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであって、その額が零以上である場合に限る。）を減じて得た額とする。 （新設） （新設）